

岡本の国会での答弁

177-参-国土交通委員会-2号 平成23年03月24日

○上野ひろし君 ありがとうございます。是非万全を期していただきたいと思います。

もう一点、観光産業に関連をしてお伺いをいたします。

先ほど来、被災された方々の受入れという話がございました。全国で進められておりますけれども、特に観光地の旅館やホテルといったところが当面果たす役割というのは非常に大きいのではないかと思います。

そういう中で、先ほど申し上げた私の地元、水上でございますけれども、町の予算に一億円を計上して、民宿それから旅館に千人を受け入れることを決定をしたと、表明をしたという話がございません。また、片品村、これは小さい村で人口五千二百人という村ですけれども、その村の予算に一億円の予算を計上して約千人受入れを行っているという状況でございます。限られた自治体の予算を割いて被災者の方々を受け入れようという自主的な取組が広がっている。その一方で、また例えばほかの自治体でも政府の支援があれば受入れを行いたい、受入れの規模拡大をしたいというところもございます。

キャンセルが相次いでいる観光産業の下支えをするという意味も含めまして、是非被災者の受入れ費用については国が責任を持って手当てをするという姿勢を明確にすべきではないかと思っております。先ほど来、佐藤委員からも御指摘ありました、きちんと全額国の方で負担をすべきではないか。しかも、これは迅速に支払うということが必要なのではないかと考えています。今、受入れをしている自治体側が肩代わりをする、立て替えるということになっておりますけれども、是非早急な支払が必要だということでもございます。先ほど、超党派で法律を出してでも手当てをすべきという話もございました。

是非、その点につきまして御見解をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御質問のありましたいわゆる被災者の皆さんを受け入れる場合の旅館やホテルへの国庫負担の在り方でありまして、災害救助法においては、同法を適用された市町村からの避難者をホテルや旅館を避難所として受け入れた場合、その費用については災害救助法の適用を行った都道府県を通じて国庫負担の対象としているところであります。

この取扱いにつきましては、被災地でない都道府県を含め、全都道府県に周知をし、積極的な被災者の救助要請をしているところでありまして、今後とも、ホテルや旅館の活用を含め、被災者の受け入れる避難所が確保されるよう、最大限努力をしていきたいというふうに考えております。